北魏崔浩國史事件

——法制からの再検討——

松下憲一

はじめに
一　北魏法制における收賄
二　北魏法制における族滅
三　國史事件
おわりに

はじめに

北魏の太平眞君十一年（四五〇）六月、司徒崔浩が誅殺された。崔浩は父崔宏とともに道武帝に入仕し、その後、明元帝・太武帝に仕えて多くの政治改革を實施した。なかでも太延五年（四三九）の北涼平定による華北統一は崔浩の主導によるものである。しかし崔浩の政治活動も國史事件によって突然終わりをむかえる。崔浩國史事件については、岡崎文夫氏をはじめとして、これまで多くの研究がおこなわれてきたが、その多くが次のように事件をとらえている。(1)

崔浩は北魏の國史編纂にあたっていたが、その國史は中國の傳統に從って事實をありのままに直筆するという態度で書かれていた。こうして書きあげられた國史を部下の勸めによって石碑に刻し郊壇に立てたが、そこには現在の北魏帝室の

拓跋部族が、はるか北方の文化果つるところから出てきたことが直筆されていた。北族にとってそれは堪えがたい侮辱とうつり、國辱を暴露するものだという非難が轟然とまきおこり、それを聞いて激怒した太武帝は、崔浩以下の編纂官を死刑に處し、それだけではなお足らずに、清河の崔氏一門ならびに姻戚である范陽の盧氏、太原の郭氏、河東の柳氏までもが族滅された。

このように國史事件は、崔浩が拓跋部の先祖のことを直筆したことに北族が憤慨して太武帝に訴え、その結果、崔浩をはじめとする清河崔氏及び姻戚關係にあった漢人名族が盡く族滅されたと理解されており、事件の背景には、北族と漢族の對立があったとされる。

一方、國史事件を胡漢對立から説明する從來説に對する批判も出されている。(2) なかでも近年發表された佐藤賢「崔浩誅殺の背景」(3) は、從來の研究を整理してその問題點を明示したうえで、效果的な批判を展開している。批判の詳細は本論のなかで取り上げるが、筆者がとくに重要だと考える指摘は、崔浩が直筆した國史の内容について、『魏書』高允傳に基づき、それが明元帝・太武帝期における史實で、かつ當時はタブー視されていなかった内容であること。また誅殺の範圍について、實際の連坐者は、親族では弟の崔恬、姻戚では郭洪之、編纂官では宗欽と段承根が確認できるだけで、むしろ連坐を免れた者の方が多いという指摘である。この二つの指摘を踏まえると、從來説が依據する國史の内容をめぐって北族が憤慨した點および清河崔氏とその姻戚までもが族滅されたとする點は論據を失うことになる。さらに加えるならば、國史の内容をめぐって北族が憤慨したことと、崔浩が國史において魏の先世のことを記したというのは、『北史』と『資治通鑑』が附加した部分であって、『魏書』にはない。(4) よって後世附加された部分を捨象し、『魏書』に立ち戻って檢討する必要がある。

さて佐藤氏は、從來の胡漢對立説を批判したうえで、次のように國史事件を説明する。崔浩は國史直筆問題で訴えられたが、その際、崔浩に對して常々惡感情をもっていた漢人官僚たちが必要以上に事件を煽り立て、崔浩を窮地に追い込ん

でいった。かかる狀況下で高允は、崔浩の罪は本來的には直筆ではなく立碑して公開したことにあるが、石碑の內容を問題とする限り直筆と切り離すことは困難であること、それでも崔浩を誅するのであれば直筆とは全く關係のない罪狀が必要であることを太武帝に說く。この發言を契機として、崔浩の罪狀は國史直筆から收賄罪へと變更され、崔浩は誅殺さるに至った。

佐藤氏は、『魏書』崔浩傳[5]にある「浩受賕に伏す」を、崔浩が收賄の罪に伏したと解釋し、國史直筆により訴えられた崔浩が、高允の發言によって最終的には收賄罪により族滅されたとし、崔浩と對立關係にあった漢人官僚の高允が、太武帝に罪狀の變更を示唆し、結果、崔浩を死に追いやったと理解している。しかし收賄罪によって族滅されることがあるだろうか。管見の限り『魏書』には收賄によって族滅された事例はない。すると崔浩傳の「浩受賕に伏す」は、收賄によって裁かれたことを述べているのではなく、族滅に相當する別の罪狀によって裁かれたと考えなくてはならないであろう。そこで筆者は『魏書』から族滅に至った事例を抽出して檢討した結果、そこに共通の罪狀があることを發見した。それは皇帝に對する犯罪すなわち「大逆不道」である。本稿では、國史事件を北魏の法制に照らして「大逆不道」という觀點から考察することで、この事件に對する新たな見解を提示しようと思う。

一　北魏法制における收賄

（一）　北魏律における收賄罪の規定

本節では北魏律において收賄罪はどのように規定されているのかを確認し、はじめにで指摘した佐藤氏の解釋が妥當であるかどうか檢討する。

『魏書』卷一一一、刑罰志には枉法と義贓に關する北魏律の條文が引用されている。なお本稿では以下『魏書』を引用

する際には書名を省略する。

律に、枉法は十匹、義贓は二百匹もて大辟。（太和）八年に至り、始めて祿制を班し、更めて義贓一匹、枉法は多少と無く皆な死と定む。

この枉法と義贓について『資治通鑑』巻一三六、齊紀二、武帝永明二年（四八四）九月條の胡三省注に「枉法は、賕を受けて法を枉げ、人に罪を出入する者を謂う」とあり、「義贓は、人の私情もて相い饋遺するを謂う。乞い取るに非ずと雖ども、亦た受くる所を計りて贓を論ず」とあるように、枉法とは受賕枉法と同じもので、官吏がその職務上のことがらについて、他人の請託をうけ、財物を収受して法の適用をまげることを指す。(6) 一方、義贓とは、収賄したが法はまげなかった場合を指す。(7)

この律の條文がいつのものか定かではないが、文成帝の太安四年（四五八）に「諸司官の贓二丈は皆な斬」（巻一一一、刑罰志）としたとあり、また獻文帝の時には「諸監臨の官、監治する所より羊一口・酒一斛を受くる者、罪は大辟に至り、與うる者は從坐を以て論ず」（巻二四、張白澤傳）という詔書が出されている。

このように北魏律では、枉法・義贓・受所監臨等の所謂収賄罪における最高刑は大辟（死刑）であったことがわかる。なお収賄の額については、時期により變動があり、孝文帝の太和八年（四八四）の俸祿制施行後は、義贓が二百匹から一匹に、枉法は十匹から多少に關わりなくとされたが、収賄罪における最高刑が死刑であったことに變更はない。(8)

（二）収賄事件の事例

前節では、北魏律における収賄罪の規定を確認した。本節では、その規定が實際の事件でどのように適用されていたのかを事例に則して檢討する。

〈事例①〉翟黑子（巻四八、高允傳）

遼東公翟黒子、世祖に寵有り、幷州に奉使し、布千匹を受け、事尋いで發覺す。黒子計を允に請いて曰く、主上我に問うに、首たるや諱たるやと。允曰く、公は帷幄の寵臣、答詔宜しく實をもってすべし。また自ら忠誠を告げば、罪必ず慮る無しと。中書侍郎崔覽・公孫質等咸な言う、罪を首實するは測るべからず、宜しく之を諱むべしと。黒子、覽等を以て親己と爲し、而るに反つて允を怒りて曰く、君言の如くは、我が死を誘う、何ぞ其れ不直ならんと。遂に允と絶す。黒子不實を以て對え、竟に世祖の疏する所となり、終に罪を獲て戮せらる。

翟黒子は幷州に奉使した際、布千匹を受け取った。のちにそのことが發覺し、太武帝の尋問を受けたが、そのとき崔覽と公孫質の助言に從って虚僞の答辯をしたことで太武帝に疎まれ處刑された。この事例では、翟黒子が太武帝の寵臣であることから、事實を認めて謝罪すれば赦された可能性があったことを高允の發言は示唆しているが、結果的に虚僞の報告をしたことで、收賄罪（布千匹）が確定し、翟黒子は處刑されている。

〈事例②〉尉洛侯・元目辰・陳提（卷三一、于烈傳）

太和初、秦州刺史尉洛侯、雍州刺史・宜都王目辰、長安鎮將陳提等、貪殘不法、（于）烈詔を受けて案驗するに、咸な贓罪を獲、洛侯・目辰等皆な大辟を致し、提は徒邊に坐す。

尉洛侯・元目辰・陳提は地方官として任地において盛んに收賄をとり、その結果、尉洛侯と元目辰は死刑、陳提は邊境への流罪となった。宜都王目辰については本傳に「然ども財利を好み、州に在りて、政は賄を以て成す。罪有りて法に伏し、爵除かる」（卷一四）とあり、雍州刺史に就任中、賄賂を取っていたことから贓罪に問われて處刑され、宜都王の爵位は除かれた。三人のうち陳提だけが死刑ではなく流罪となっているが、その理由はおそらく收賄の額が規定の匹數に達していなかったからであろう。

〈事例③〉元天賜・元楨（卷七下、高祖紀下）

（太和十三年）六月、汝陰王天賜・南安王楨並べて贓賄に坐し免じて庶人と爲す。

元天賜は本傳に「懷朔鎮大將に累遷し、貪殘に坐すも、死を恕され、官爵を削除せらる」（卷一九上）とあり、また元楨も本傳に「且つ南安王孝養の名、內外に聞こゆるを以て、特に一つ原恕し、封爵を削除し、庶人を以て歸第し、禁固終身せしむ」（卷一九下）とあるように、本來であれば收賄罪により死刑となるところを特別に減免され、官爵を剝奪されて庶人に落とされた。

以上、三例を提示したが、いずれも基本的には北魏律の規定に從って裁かれている。事例③の元天賜・元楨の場合は、特別に死刑から官爵の剝奪による庶人への降格という處分が爲されているが、これらは減刑措置であり、本來であれば死刑に處せられるケースである。さらに重要なこととして、收賄によって族滅されることは、管見の限り北魏律の規定にも實例にも見られないという點である。よって崔浩が收賄によって族滅されることは北魏律の規定上あり得ず、崔浩傳の「浩受賕に伏す」は、收賄罪によって裁かれたという意味ではないことになる。

そこで次章では、族滅について、北魏律の規定および事例の檢討をおこない、いかなる罪を犯した場合に族滅されるのかを明らかにする。

二　北魏法制における族滅

（一）　北魏律における族滅

北魏律における族滅の規定については、おもに刑罰志に記載があるが、その他の史料を加えて時系列に並べると次のようになる。

① 昭成建國二年（三三九）、大逆を犯す者は、親族の男女少長と無く皆な斬とす。

② 世祖卽位、刑禁の重きを以て、神䴥中、司徒崔浩に詔して、律令を定めしむ。五歲四歲刑を除き、一年刑を增し、

大辟を分け二科となす。死と斬。死は絞に入る。大逆不道は腰斬、其の同籍を誅し、年十四已下は腐刑、女子は縣官に沒す。蠱毒を爲す者は、男女皆な斬して、其の家を焚く。

③ 是時（文成帝初）、斷獄多濫、（源）賀上書して曰く、律を案ずるに、謀反の家、其の子孫他族に養わると雖も、追還して戮に就くは、罪人の類を絶し、大逆の辜を彰らかにする所以なり。（巻四一、源賀傳）

④ 延興四年（四七四）、詔して大逆干紀に非ざるよりは、皆な其の身に止め、門房の誅を罷む。

⑤ （太和五年）詔して曰く、法秀妖詐して常を亂し、妄に符瑞を說き、蘭臺御史張求等一百餘人、奴隸を招結し、謀りて大逆を爲す。有司科するに族誅を以てするは、誠に刑憲に合う。且つ愚を矜み命を重じるは、猶お忍ばざる所。其れ五族は、降して同祖に止め、三族は一門に止め、門誅は身に止めよと。（巻七上、高祖紀上）

代國時期、昭成帝の建國二年（三三九）に「大逆を犯す者はその親族の男女を皆な斬とする」という規定があり、それが太武帝の神䴥四年（四三一）十月の司徒崔浩による律令改定によって、「大逆不道は腰斬、其の同籍を誅し、年十四已下は腐刑、女子は縣官に沒す」と變更された。また同時に「蠱毒を爲す者は、男女皆な斬して、其の家を焚く」という規定も設けられた。なお崔浩が律令を定めるにあたり漢律を參考にしたであろうことは、「崔浩漢律序」なる書名が『史記』巻十、孝文本紀十三年五月條「今法有肉刑三」の索隱に引用されていることから推測できるが、同時に曹魏律も參照したと思われる。というのは、『晉書』巻三〇、刑法志に載せる曹魏律に、

また賊律を改め、ただ言語及び宗廟園陵を犯すを以て、之を大逆無道と謂い、要斬とし、家屬の從坐は、祖父母・孫に及ばず。謀反大逆に至りては、時に臨んで之を捕え、或いは汙瀦し、或いは梟菹し、その三族を夷らぐも、律令に在らざるは、惡跡を嚴絶する所以なり。

とあり、曹魏律では大逆無道は腰斬とされているが、これは崔浩の定めた神䴥律にも「大逆不道は腰斬」と繼承されている。①にあるようにそれまで大逆に對する刑罰は斬（斬首）であったものをわざわざより重い腰斬に變更している點に曹

魏律を參考にした點を見いだすことができる。[9] その後、孝文帝の延興四年（四七四）、大逆以外の犯罪については族滅の規定をはずした。さらに太和五年（四八一）には、「五族は、降して同祖に止め、三族は一門に止め、門誅は身に止めよ」という詔を出し、族滅の連坐範圍が縮小された。

以上のことから、北魏律では大逆・大逆不道・大逆干紀・蠱毒等の罪を犯した場合、族滅される規定となっていたことが確認できる。また時代の經過とともに、族滅にいたる犯罪および連坐の範圍が縮小されていく傾向も見いだすことができる。ただ北魏律では、どのような行爲が大逆・大逆不道にあたるのか具體的に記述されていない。その點について先に引用した『晉書』刑法志に載せる曹魏律では、「言語及び宗廟園陵を犯す」行爲を大逆無道とよんでいる。宗廟・園陵を犯すことは、『唐律』十惡のうちの「謀大逆」すなわち「宗廟・山陵及び宮闕を毀さんと謀るを謂う」に相當し、宗廟・園陵・宮殿の破壞を企てること（實際に破壞する行爲も含まれる）を指す。一方、言語については、『唐律』には對應する部分を見いだせないが、皇帝に對して不敬の言辭を弄することを指すと思われる。[10]

また族滅については、三段階の連坐の範圍があったことが⑤の史料からわかる。すなわち夷五族・夷三族・門誅である。孝文帝の太和五年の詔において夷五族を同祖に止め、夷三族を一門に止め、門誅を身に止めたとあり、連坐の範圍を一等ずつ降したとすれば、同祖は夷三族、一門は門誅を指すことになる。なお夷五族は不明であるが、身→門誅→三族→五族という連坐の段階を想定し、それを親族關係に當てはめていくと次の表のようになる。

曾祖父母	祖父母	父母	妻	孫	曾孫
			本人（身）		
			兄弟	子	
夷五族	夷三族	門誅		夷三族	夷五族

この表の推定に誤りがなければ、北魏における夷五族は曾祖父母と曾孫を範圍とし、夷三族は祖父母と孫を範圍とし、門誅は父母・妻子・同産を範圍とする。(11)

ところで『晉書』刑法志に載る曹魏律では、大逆無道における連坐は「祖父母・孫に及ばず」とある一方、謀反大逆における連坐範圍は夷三族となっており、大逆無道よりも一段廣く設定されている。同じ大逆といっても直接的害悪を致す謀反大逆と間接的害悪をなすにとどまる大逆無道とは害悪の程度が異なると考えられていることがわかる。(12) しかし北魏においては、連坐の範圍から見る限り、謀反大逆と大逆不道に明確な違いを設けてはいないようである。このことは節を改めて具體的事件に卽して檢討する。

（二）族滅の事例

【宗室の殺害】

①高霸・程同（卷一五、元觚傳）

太祖の中山を討つや、慕容普驎既に自立し、遂に觚を害して以て衆心を固め、太祖之を聞きて哀慟す。中山を平らぐるに及び、普驎の柩を發し、其の尸を斬り、觚を害せんと議せし者の高霸・程同等を收えて、皆な五族を夷らげ、大刃を以て之を剉殺す。

この事件は、後燕に抑留されていた宗室の元觚が、慕容普驎によって殺害されたことに對して、後燕を平定した道武帝が、慕容普驎の墓を暴いてその遺體を斬り、さらに元觚を殺害するように進言した高霸と程同を夷五族として大刃でもって斬り殺したものである。

②宗愛・賈周（卷九四、宗愛傳）

愛既に余を立て、位は元輔に居り、三省を錄し、戎禁を兼總し、坐して公卿を召し、權恣に日々甚だしく、內外之を

憚る。羣情咸な以爲らく愛必ず趙高・閻樂の禍有りと、余も之を疑い、遂に其の權を奪わんと謀る。愛憤怒し、小黄門賈周等を使わして夜に余を殺す。事は余傳に在り。高宗立ち、愛・周等を誅するに、皆な五刑を具え、三族を夷らぐ。

この事件は、太武帝を殺害した宦官宗愛が、南安王余を擁立して專權を握り、さらに政權を取り戻そうとした南安王余をも小黄門の賈周に命じて殺したことに對して、この混亂を收めた文成帝が、宗愛と賈周を五刑を備えて處刑したうえ、夷三族としたものである。またこの事件について、卷三〇、劉尼傳には、「尼東廟に馳せ還り、大呼して曰く、宗愛南安王を殺す、大逆不道なり。皇孫已に大位に登り、詔あり、宿衞の士皆な宮に還るべしと」とあり、劉尼は宗愛による南安王余の殺害を「大逆不道」であるとしている。

【謀反】

穆泰等の謀反（卷一四、元丕傳）

丕父子、大意洛に遷るを樂わず。高祖の平城を發するや、太子恂舊京に留まり、將に洛に還らんとするに及び、隆、超等と密謀して恂を留め、因りて兵を擧げて關を斷ち、陘北に據るを規る。時に丕、老を以て幷州に居り、その始計に預からずと雖も、而るに隆・超咸な以て丕に告ぐ。丕、外は成らざるを慮り、口は難を致すと雖も、心は頗る之を然りとす。高祖平城に幸するに及び、穆泰等首謀を推するに、隆兄弟みな是の黨なり。丕もまた駕に隨い平城に至り、測問の毎に、丕をして坐觀せしむ。隆・超と元業等兄弟みな謀逆を以て誅に伏す。有司奏して孥戮に處すに、詔して丕を以て應に連坐すべきに、但だ先に不死の詔を許し、躬ら染逆の身に非ざるを以て、聽して死を免じ、仍て太原の百姓と爲し、其の後妻二子隨うを聽す。隆・超の母弟及び餘庶兄弟、皆な敦煌に徙す。

孝文帝の太和二〇年（四九六）、洛陽遷都に反對した穆泰らが謀反を起こした。謀反は任城王澄によって鎮壓され、その後、平城に行幸した孝文帝によって謀反に參加したものの取り調べが行われた。その結果、首謀者である穆泰・陸叡をはじめ

謀反に參加した宗室の元隆・元超・元業・元拔等が誅殺された。元丕は連坐するところを、特別に許され庶人に降された。また元隆と元超の一族について、有司が孥戮（族滅）に處すべきとしたのに對し、孝文帝は敢えてそれを免じ、元隆・元超の母弟および庶兄弟を敦煌に流すに留めている。[13] この減刑措置は洛陽遷都に反對する北族を懷柔するためであったと思われる。

この他、明元帝の泰常五年（四二〇）に起きた司馬國璠・溫楷の謀反事件では、封玄之とその四子が連坐して誅殺されることになった。その際、明元帝は四子のうち一人だけ赦すことにしたが、封玄之は弟虔之の子磨奴の助命を願い出て認められた。但し、當時五歲であった封磨奴は本來であれば刑を免れるはずであったが、崔浩の進言により腐刑を施され、宦官とされた。[14]

【圖讖・謗書】

①劉潔（卷二八）

世祖の征するや、潔、私に親人に謂いて曰く、若し軍出でて功なく、車駕返らざれば、吾れ當に樂平王を立つべしと。潔また右丞張嵩をして圖讖を求めしめ、問うに、劉氏應に王たりて、國家の後を繼ぐべきに、我れ名姓あるを審らかにするや否やと。嵩對えて曰く、姓ありて名なしと。窮治して款引し、嵩家を搜すに、果して讖書を得。潔と南康公狄隣及び嵩等、皆な三族を夷らげ、死者百餘人たり。

この事件は、劉潔が、柔然遠征中に太武帝が死亡した場合、樂平王丕を擁立しようと計畫していたこと、さらに劉氏が拓跋氏にかわって國家を治めることができるかどうか圖讖に求めさせたことが問われたものである。のちにそのことが發覺して取り調べを受け、供述通り張嵩の家から讖書が出たことから、この事件に關係した劉潔・南康公狄隣・張嵩はみな夷三族とされ、死者は百餘人に及んだ。また劉潔が擁立をはかった樂平王丕も連坐させられて憂死している。

②陳奇（卷八四）

有る人謗書を爲し、怨時の言多し、頗る奇の志を得ざるを稱す。（游）雅乃ち在事に諷げて云うに、此の書、奇の遂げざるを言う、當に是れ奇の人に假りて之を爲すべし。如し律文に依らば、謗書を造くる者は皆な孥戮に及ぶと。遂に奇に罪を抵つ。時に司徒・平原王陸麗、奇の枉げらるるを知り、其の才學を惜しみ、故に遷延を得て年を經、寛宥あるを冀う。但し執りて以て獄成り、竟に大戮を致し、遂に其の家に及ぶ。

この事件は、陳奇と不仲であった游雅が、「謗書を造くる者は皆な孥戮に及ぶ」という律を根據に、陳奇を追い落としたものであるが、この謗書中の「怨時の言」は、單に陳奇が志を得ないということに留まらず、朝廷さらには皇帝に對する怨言が連ねられていたと判斷されたのであろう。

③常氏（卷八三上）

のち員と伯夫の子禽可、共に飛書を爲し、朝政を誣謗す。事發し、有司執憲するに、刑は五族に及ぶ。高祖、昭太后の故を以て、罪一門に止む。訢年老たりて、赦免して歸家せしめ、其の孫一人之を扶養するを恕し、奴婢田宅を給す。其の家僮の入る者百人、金錦布帛數萬もて計り、尚書以下、宿衛以上に賜う。其の女婿及び親從の朝に在るもの、皆な免官して本鄉に歸す。十一年、高祖・文明太后、昭太后の故を以て、悉く其の家の前後沒入せし婦女を出し、喜の子振を以て試守正平郡とす。卒す。

この事件では、文成帝の乳母であった常氏（昭太后）一族の常員と常禽可が朝政を謗る內容の匿名の投書をしていたことが問題となっている。有司は律に照らして夷五族に處すとしたが、孝文帝は、常氏は昭太后の一族であることから、罪を降して一門連坐とした。財產は沒收されて百官に下賜されたが、父の常訢は年老であるので、赦免されて孫一人をその扶養にあてることが赦され、奴婢田宅も支給された。また女婿と親戚で朝廷に在るものは免官して本鄉に歸した。

④竇瑾（卷四六）

興光初、瑾の女婿鬱林公司馬彌陀、選を以て臨涇公主を尙し、瑾、彌陀に辭託を敎え、誹謗呪詛の言あり、彌陀と同

に誅せらる。瑾に四子あり、秉・持・依並びて中書學生と爲り、父と同時に法に伏す。唯だ少子遵のみ、逃匿して免を得。

この事件では、竇瑾が女婿の司馬彌陀に臨涇公主を尚することを辭退する方法を敎え、そこに誹謗呪詛の言があったことが問題とされている。この結果、竇瑾と司馬彌陀は誅殺され、竇瑾の四子のうち少子遵だけが逃亡して難を逃れた。また、おなじく卷四六に合傳されている李訢は、外叛により本人および三子のうちの二子を誅殺されており、史臣曰には「魏氏の天下を有すること、百餘年中、刑を任じて治を爲し、蹉跌の間、便ち夷滅に至る。竇瑾・李訢の器識は旣に美(よ)く、時に曰く良幹と。瑾は片言を以て疑似せられ、訢は夙故を以て猜嫌せられ、合門の戮に嬰(ふれ)る、悲しいかな」とあり、北魏では嚴しい刑罰をもって統治したために、些細なことで族滅に至ったと魏收は評している。

以上、族滅に至った事件を幾つか取り上げたが、いずれも皇帝・國家に對する犯罪という點で共通している。ただ連坐の範圍を見る限り、北魏では曹魏律のように謀反大逆と大逆不道とを區別することはなく、すべて大逆罪として捉えていることがわかる。

三　國史事件

一、二章にわたって收賄罪と族滅について、北魏律の規定および事例の檢討を行ってきた。その結果、收賄によって族滅された事例はなく、族滅に至るのは皇帝・國家に對して重大な罪を犯した場合、所謂大逆罪に限られることがわかった。すると族滅された崔浩は、皇帝に對して何らかの重大な罪を犯した可能性が浮上してくる。そこで本章では主題である崔浩の國史事件の檢討に入るが、まずは問題とされた崔浩の國史からみていくことにする。(15)

（一）崔浩の國史編纂

崔浩は前後二回にわたって國史編纂事業に携わっているが、第一回の國史編纂は、太武帝の神䴥二年（四二九）に行われている。卷三五、崔浩傳によれば、

初め、太祖、尚書郎鄧淵に詔して國記十餘卷を著せしめ、編年次事、體例未だ成らず。太宗に逮んで、廢して述べず。神䴥二年、詔して諸文人を集め國書を撰錄せしめ、浩及び弟の覽・高讜・鄧穎・晁繼・范亨・黄輔等共に著作に參じ、國書三十卷を敍成す。

とあり、太武帝は道武帝期に編纂された鄧淵の『國記』十餘卷のあとを受けるものとして、崔浩と崔覽・高讜・鄧穎・晁繼・范亨・黄輔ら文人を集めて『國書』三十卷を編纂させた。この崔浩の『國書』は鄧淵『國記』と同様に編年體で書かれ、その内容は、明元帝の内政、太武帝の始光・神䴥年間の外征の功業を記錄するものであったが、なかでも赫連氏の夏を滅ぼしたことが國書編纂の重要な動機となっていたことは、以下にあげる太延五年の詔書から窺うことができる。

二回目の國史編纂は太延五年（四三九）に行われている。そのことについて、卷三五、崔浩傳に、

乃ち浩に詔して曰く、昔し皇祚の興るや、世々北土に隆まり、德を積み仁を累ね、多く年載を歷、澤は蒼生に流れ、義は四海に聞こゆ。我が太祖道武皇帝、天人に協順し、以て不服を征し、期に應じて亂を撥き、區夏を奄有す。太宗統を承け、前緒を光隆し、刑典を釐正し、大業惟新す。然ども荒域の外、猶お未だ賓服せず。此れ祖宗の遺志にして、功を後に貽すなり。朕眇身を以て、宗廟を奉ずるを獲、戰戰兢兢たること、淵海に臨むが如く、至重を負荷し、名を繼ぎ烈を丕ぐ能わざるを懼る。故に卽位の初、寧處に遑あらず、威を朔裔に揚げ、赫連を掃定す。神䴥に逮んで、始めて史職に命じて前功を注集し、以て一代の典を成さしむ。爾より已來、戎旗仍に擧げ、秦隴は克定し、徐兗は塵なく、逋寇を龍川に平らげ、孽豎を涼域に討つ。豈に朕一人濟を此に獲んや。宗廟の靈に賴り、群公卿士宣力の效なり。

而るに史は其の職を闕き、篇籍著べず、毎に斯の事の墜つるを懼る。公の德は朝列に冠たり、言は世範と爲り、小大の任、君之に存するを望む。公に命ず、臺に留まり、史務を綜理し、此の書を述成し、務めて實錄に從えと。浩、是に於いて祕書事を監し、中書侍郎高允・散騎侍郎張偉を以て著作に參じ、前紀を續成す。損益褒貶、折中潤色に至りては、浩の總する所なり。

とある。この詔書によれば、第一回の國書編纂の目的は、道武帝・明元帝が成し遂げられなかった荒域外の平定、具體的には赫連氏の夏を掃定したことを記錄することにある。その後、太武帝はさらに各地の勢力を討平し、ついに太延五年（四三九）、北涼を平定して華北統一を成し遂げた。そこで第二回の國書編纂では、このことを記錄するために崔浩を引き續き國書編纂の總責任者（監祕書事）に据え、高允・張偉・陰仲達・段承根・宋欽・閔湛・郄標ら文人を集め、先の國書を續修する形で編年體にて編纂事業がおこなわれた。なおその際、太武帝は崔浩に「務めて實錄に從え」と命じ、それを受けた崔浩がみずからの責任で「損益褒貶、折中潤色」をなした。

續修國書は太平眞君十年（四四九）頃に完成したようである。その完成をうけて著作令史の閔湛と郄標[16]が崔浩に、國書を石碑に刻み崔浩の直筆の跡を彰らかにしようと持ちかけ、その提案に從った崔浩は、當時監國であった景穆太子の許可を得て、平城の西郊、郊天壇の東三里のところに三〇〇萬錢を投じて立碑した。石碑には國書のほかに崔浩が註した五經もあったとされ、それには石虎の宮殿の基礎として使用された石材（長さ一丈＝約二・七メートル）六〇枚が鄴から運ばれ[17]、方百三十步（約五二メートル四方）に及んで石碑が街路に列をなしたという。

この行爲に對して高允は、著作郎の宗欽に「閔湛の營ずる所、分寸の間、恐らく崔門萬世の禍と爲らん。吾が徒も類無し」（卷四八、高允傳）と述べ、崔浩一門さらには高允の一族にも禍が及ぶものとして危惧したが、まもなくこの國書の內容が「備にして典（ただし）からず」として崔浩は訴えられることになる。

そこで次節では、崔浩國書の內容のどこが問題とされたのかを檢討することにする。

（二）崔浩國書の内容

崔浩國書の内容上の問題點については、周一良氏に研究がある。[18] 周氏は『晉書』巻一一三、苻堅載記上に、

東は和龍に出で、西は上郡に出で、（苻）洛と渉翼犍の庭に會す。翼犍戰敗し、弱水に遁ぐ。苻洛、之を逐い、勢窘迫し、退きて陰山に還る。其の子翼圭、父を縛して降るを請い、洛等、旅を振めて還り、封賞差あり。堅、翼犍の荒俗、未だ仁義に參ざるを以て、太學に入れ禮を習わしむ。翼圭、父を執うるの不孝を以て、之を蜀に遷す。

とある記事を據り所にしている。この記事にいう前秦による昭成帝の長安連行と道武帝の蜀追放は『魏書』にはなく、かえって同時代史料である『宋書』[19]と『南齊書』[20]にあることから、『晉書』載記の記事は信用できるとし、さらには『晉書』載記の底本となった崔鴻『十六國春秋』にも同内容の記事があったと推測している。くわえてこれらの正史では、道武帝を昭成帝の子としているが、これはおそらく昭成帝が息子獻明帝の死後、彼の嫁を妻とし、孫を子としたからであり、それを内情に通じていない前秦と南朝側が道武帝を昭成帝の子としたとする。また道武帝は母賀氏の既婚の妹（道武帝の叔母）を妃としているが、こうした習俗は鮮卑族にとって本來奇怪なものではないが、漢族文化の影響を受けた太武帝にとっては避けるべきことであった。拓跋部の初期には同様の習俗が多くあり、それを崔浩が一々備に直筆したことで、太武帝と鮮卑貴族の禁忌に觸れ、「備にして典（ただし）からず」と見なされて處罰されたと周氏は考えている。

この周氏の見解に對して、佐藤賢氏が以下の二點から批判を加えている。第一に、皇太子の許可を得ていることから、『晉書』のような記載があったとしても、それは北族にとってタブー視されるものではない。第二に、高允傳によれば、崔浩が擔當した箇所は明元帝・太武帝期の内容であり、問題となったのはその部分に關する記述内容であって、北魏建國前後の歴史ではない。

佐藤氏の批判のうち、二點目について、改めて巻四八、高允傳をみると、

世祖允を召し、謂いて曰く、國書は皆な崔浩が作すや不や。允對えて曰く、太祖記は、前著作郎鄧淵の撰する所なり。先帝記及び今記は、臣、浩と同に作す。然ども浩綜務する處多く、總裁するのみ。注疏に至りては、臣、浩より多し。とあり、崔浩が擔當した箇所は先帝記（明元帝）と今記（太武帝）であると書かれている。これは前節で確認した崔浩國書編纂事業とも合致する。假に周氏のいうような內容が國書にあったとしても、それは鄧淵『國記』の內容に該當し、崔浩の國書とは直接關係しない。從って、崔浩が「備にして典（ただし）からず」として訴えられた國書の內容は、『先帝記』及び『今記』において崔浩が「損益褒貶、折中潤色」した部分に絞られるのである。

では太延五年の詔で「務めて實錄に從え」と直筆するよう命じられたにも拘わらず、なぜ訴えられることになったのか。筆者は佐藤氏が指摘する以下のことがこの事件の重要なポイントであると考える。すなわち「朝廷の事績を事細かに直筆すること自體は、史書の正統なあり方であり、本來は問題とされるべき性格のものではない。それが問題となったのは、とりもなおさず、それを石碑に刻んで公衆の目にするところとしたことに起因する」。

崔浩は太武帝より「務めて實錄に從え」と命じられ、「損益褒貶、折中潤色」をした。その結果、國書には國家の得失に關する崔浩の見解が盛り込まれたに違いない。そこには時の皇帝に對する批判も當然含まれる。それが史書の傳統であって、そうすることで人君は言行擧動を愼むのである。但し、それは將來において公開されるもの、現世においては皇帝が見て愼むものであって、大衆に公開するものではない。しかし崔浩はそれを石碑に刻んで公開してしまったことで、公然と皇帝を批判している、すなわち大逆不道であるとして碑を讀んだ人々から告發された。崔浩が直筆した國書を石碑に刻んで公開したことが結果的に大逆不道罪に抵觸したのであれば、崔浩が族滅された理由は說明がつく。

なお國書を石碑に刻んで公開することを許可したのは、當時監國であった景穆太子であるが、崔浩傳に「而して石銘衢路に顯在し、往來行く者咸な以て言を爲し、事遂に聞發す」とあるように、國書の內容について碑文を讀んだものが訴えたことではじめて事件となっていることからすると、景穆太子は事前に國書の內容を知らないで許可したか、或いは內容

は知っていたがそれが皇帝を誹謗するものであるという認識はなかったと思われる。おそらく景穆太子は今回の立碑を、かつて衞操が桓帝・穆帝のために大邗城の南に建てた碑のような（卷二三、衞操傳）太武帝の治績を顯彰するものと考え許可したのであろう。

崔浩が國書のどの箇所において皇帝を誹謗したのかは、國書が殘っていないので不明とする他はないが、崔浩が擔當した箇所から推測すれば、おそらくは北涼平定による華北統一という太武帝の大事業について、批判的なことを述べたのではなかろうか。崔浩を審問した太武帝の激しい怒りは、ともに華北統一を成し遂げた崔浩が、それを否定するような言動をしたことに對して向けられたものであるように筆者には思われる。

かくて崔浩は、直筆した國史を立碑することで、公然と太武帝を誹謗しているとして告發され、副責任者の高允とともに太武帝より尋問されることとなった。尋問の際、高允は實直に應對したことで、太武帝に貞臣であると評價され不問とされたが、一方、崔浩は當惑するばかりでまともに應對できず、かえって太武帝の怒りを買い「浩より已下僮吏已上百二十八人皆な五族を夷らぐ」という決定が下された。この決定に對して、高允は「浩の坐する所、若し更に餘釁有るかは、臣の敢えて知るところに非ず。直だ犯觸を以てするは、罪死に至らず」（高允傳）と、崔浩に餘罪があるかは不明であるが、直筆は死罪に相當する罪ではないことを太武帝に訴える。この高允の發言について、佐藤氏は、直筆は死罪に相當する罪には當たらないこと、それでも崔浩を誅殺するのであれば、別の罪狀が必要であることを太武帝に悟らせることが目的であったとし、高允の發言を受けた太武帝は、再調査を命じ、その結果、崔浩に收賄の事實が發覺したことで、直筆から收賄へ罪狀の變更がなされたとする。しかしながら筆者は、高允の發言は、崔浩に餘罪があるか再調査をして、太武帝に崔浩を誅殺するための別の罪狀を探させることが目的であったのではなく、直筆でもって「浩より已下僮吏已上百二十八人皆な五族を夷らぐ」とした決定に對して、あまりに嚴しすぎるとして疑義を呈したものと考える。というのは、北魏には「死に當る者、部案じて奏聞す。死すれば復た生くるべからざるを以て、監官の平する能わざるを懼れ、獄成れば皆な呈

し、帝親ら問に臨み、異辭怨言無くば乃ち絶す」（刑罰志）という規定があり、死刑にあたる場合には、判決案ができたらすべて上奏し、皇帝が親しく臨御して問いただし、否認の申し立てや怨言がなければ、そこではじめて死刑を執行することになっている。従って、この場合も、當初の判決案に對して高允が否認の申し立てをしたことで、再度、太武帝が高允を召し出して審議し、その結果、「浩、竟に族滅、餘は皆な身もて死す」と連坐範圍の變更がなされたと考える。(21)

（三）連坐と免連坐

本節では、國史事件の最終判決「浩、竟に族滅、餘は皆な身もて死す」によって連坐したものを檢討し、連坐がどの範圍で行われたのかを明らかにする。その際、連坐が崔浩傳にいう「清河崔氏は遠近と無く、范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏、皆な浩の姻親、盡く其の族を夷らぐ」という範圍で實行されたのか明らかにする必要がある。この事件を胡漢對立から説明する先行研究では、清河崔氏および姻戚關係にあった范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏までも盡く族滅されたとし、この事件が漢人名族に對する北族支配者による彈壓であるとの結論を導き出している。それに對して、事件に連坐した者を調査した佐藤氏(22)・陳識仁氏(23)・張金龍氏(24)の研究では、清河崔氏すべてが連坐してはいないこと、また連坐者に比べて免連坐者が多いことから、この事件は北族支配者による漢人名族の彈壓という胡漢對立の側面は見いだしがたいとする。この指摘は重要であり、筆者もその見解に贊同するが、連坐對象の調査に關しては、それぞれの研究に不足な箇所があるので、改めて調査し、連坐の範圍をより明確にしようと思う。なお本稿末尾に崔氏關係圖を掲げておいたので、あわせて參照願う。

【連坐者】

崔氏一族のうち、連坐して處刑された者は、崔浩本人と弟の崔恬。もうひとりの弟の崔覽は事件前に死亡している。(25)ま

た崔浩には他にも弟がいたようであるが、詳細は不明である。従兄弟の崔蔚は南朝宋に亡命して給事黄門侍郎として仕えたのち、延興二年（四七二）に再び北魏に戻り潁川郡守となった。[26]

姻族では郭洪之が刑死したほか、盧遐の後妻（王寶興の従母）が沒官されたが、[27]盧度世・郭祚・柳光世・王寶興はいずれも逃亡して難を逃れた。このうち、柳光世については、『宋書』巻七七、柳元景傳に、

元景の従祖弟光世、先に郷里に留まり、索虜以て折衝將軍・河北太守と爲し、西陵男に封ず。光世の姉夫は僞司徒崔浩、虜の相なり。元嘉二十七年、虜主拓跋燾、南して汝・潁を寇し、浩密に異圖あり、光世河北の義士を要して浩に應を爲す。浩の謀泄れて誅せられ、河東の大姓の謀に坐連して夷滅する者甚だ衆く、光世、南奔して免を得。

とあり、南朝宋の元嘉二十七年（四五〇）、太武帝が汝南・潁川に侵攻した際、崔浩が叛亂を起こし、柳光世も河北義士を率いてそれに呼應する計畫があったが、事前に計畫が漏れて崔浩は誅殺され、河東の大姓も多くが連坐して族滅された。そうしたなか柳光世だけは難を逃れることができたというが、崔浩が叛亂を計畫していたというのは、柳光世が南朝宋に取り入るための方便として持ち出した話であって内容の信憑性は低い。

また盧度世については、巻四七、盧玄傳に、

度世のち崔浩の事を以て、官を棄て高陽の鄭羆の家に逃れ、羆之を匿す。使者羆の長子を囚え、將に捶楚を加えんとす。羆之を戒めて曰く、君子は身を殺して以て人と成る。汝死すと雖も言うなかれと。子父の命を奉じ、遂に考掠せられ、乃ち其の體を火爇し、因りて以て物故するに至るも、卒に言う所なし。度世のち弟をして羆の妹を娶らしめ、以て其の恩に報いる。世祖江に臨み、劉義隆、其の殿中將軍黄延年を使わして朝貢す。世祖、延年に問いて曰く、范陽の盧度世、崔浩と親通するに坐し、命を江表に逃れ、應に已に彼に至るべきかと。延對えて曰く、都下聞く無し、當に必ず至らざるべしと。世祖、東宮に詔して、度世の宗族の逃亡及び籍沒する者を赦す。度世乃ち出づ。京に赴り、中書侍郎を拜し、爵を襲う。

とあり、盧度世に對して政府の嚴しい搜索が行われ、盧度世を匿った鄭羆の家では長子が尋問のために死亡した。また南朝への亡命を疑った太武帝は、南朝宋の文帝が派遣してきた使者黄延年に對して、江南に渡っていないか聞いている。しかしまもなく景穆太子に命じて、盧度世の宗族で逃亡したもの及び籍沒された者を赦免する詔書を出した。陳氏によれば、赦免の詔書は正平元年（四五一）五月の大赦の際に出されており、崔浩事件のわずか半年後のことであるが、この措置は、事件に連坐した漢人名族がこぞって南朝へ亡命することを警戒したためと考えられる。[28]

最後に、編纂官で連坐して處刑されたと史料から確認できる者は、宗欽と段承根であるが、[29]他に立傳されていない人物で本人のみ處刑された者が百二十人餘おり、そのなかにはこの事件を招いた閔湛・郄標も含まれるであろう。

【免連坐者】

清河崔氏のうち崔寛・崔頤・崔模は「遠來疏族」ということで赦免されている。これは崔氏關係圖を見ればはっきりするが、崔浩事件で連坐したものは、清河崔氏のうち崔林に連なる一族であり、その他の崔琰と崔霸に連なる崔頤・崔模と「遠來疏族」である崔寛は對象外とされた。從って、崔浩傳にいうような清河崔氏が一網打盡にされたというのは事實ではない。[30]また姻戚關係者では、崔浩の弟の娘を妻とした公孫叡（卷三三本傳）、同じく崔浩の弟（公孫叡の義父と同一人物かは不明。崔氏關係圖では別人としてある）の娘を妻とした李敷ならびに崔浩の姑を祖母にもつ劉芳（いずれも卷五五、劉芳傳）には事件の影響はまったく見られない。おそらく崔恬以外の崔浩諸弟は事件前に死亡したのであろう。

編纂官のなかで唯一高允だけが罪を赦された。その理由を佐藤氏は、翟黑子の事件（第一章參照）を參考に、太武帝の召問に對して高允が豫め周到な準備をしていたことに求めている。しかし筆者には高允が赦免されるという確かな成算があったとは到底思われない。翟黑子事件における高允の助言や太武帝の召問に對する高允の言動は、彼の處世術であることは確かであるが、高允が罪を許されたのは、太武帝の尋問に對して實直に應對したこと以上に皇太子の助命嘆願があっ

たことが影響している。太武帝の召問では常に景穆太子が辯護し、また疑義を呈した高允に激怒した太武帝が、高允を捕縛するよう命じた際も、再び景穆太子が辯護して事なきを得ている。このような景穆太子の嘆願がなければ高允も崔浩同様に處刑されていたことは、「世祖曰く、崔浩誅する時、允も亦た應に死すべきに、東宮苦りに諫め、是を以て免を得」（高允傳）という太武帝の發言からも明らかであり、高允自身もその點を認めている。[31] 從って、高允は崔浩を死に追いやれる立場にはなかったと筆者は考える。

崔浩事件の連坐者は、清河崔氏のうちでも崔林に連なる一族に限られ、また崔氏と婚姻關係にあった范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏にも連坐の範圍は及んだものの、多くのものが逃亡し、それら逃亡者および沒官されたものに對して、事件後半年で赦免の詔書が出されていることから、やはりこの事件を漢人名族に對する北族支配者による彈壓と見なすのは早計であろう。事件後、逃亡していた盧度世は中書侍郎として復歸し、王寶興は州の治中從事・別駕に辟召され、また秀才に擧げられたが、いずれも斷っている。郭祚は事件當時二歳であったが、二十歳になると州の主簿となり、孝文帝の初めには秀才に擧げられ、中書博士に拜され、のち中書侍郎・尚書左丞・長兼給侍黄門侍郎と出世している。

よって崔浩事件の結果、事件に關與したものの處罰および事件關係者の逃亡により、一時的に漢人の北魏政界における活動は弱まったことはあっても、大局的にはそれほど大きな影響を與えなかったと言える。[32] むしろ國史編纂事業において、この事件の影響が強く殘ったことはすでに陳氏が指摘する通りである。[33] あえて附言するならば、その影響を最も強く受けたのは、北齊において『魏書』の編纂を命じられた魏收であろう。魏收は文宣帝より「直筆を好む、我れ終に魏太武の史官を誅するを作さず」（『北史』卷五六、魏收傳）との詔敕を賜り、『魏書』の編纂にあたったが、文宣帝のこの發言は、逆に魏收には壓力となったであろう。直筆すれば崔浩のように誅殺されるかもしれない。そこで魏收は、直筆は死に相當する罪ではないことを高允傳のなかで、高允の口を借りてしきりに說き、また崔浩傳では「浩受賕に伏す」とあたかも崔浩が收賄によって誅殺されたかのように書くことで、『魏書』編纂にあたる自己の保險としたのではないだろうか。そのよ

うに考えると崔浩傳の「浩受賕に伏す」は、崔浩が收賄罪により裁かれたように見えるが、事件の結果と照らし合わせると、賄賂をもらったことが問題となったのではなく、賄賂をもらって不正な記述をしたことが問題とされ族滅されたのである。よって崔浩の罪狀は收賄罪にあるのではなく、賄賂をもらって正しくないことを記し、皇帝を誹謗したと判斷されたこと、すなわち大逆不道罪を犯したことにある。

おわりに

本稿では、先行研究においてほとんど取り上げられてこなかった國史直筆と族滅の關係について、北魏の法制に照らして檢討してきた。まず第一章において、北魏法制上の收賄罪の規定と實例を檢討し、收賄罪は本人が死罪となるに過ぎず、族滅されることはないことを確認し、崔浩傳の「浩受賕に伏す」は、收賄によって裁かれたことを意味するものではないことを述べた。ついで第二章において、族滅に至る事例を檢討し、大逆不道や謀反大逆など、皇帝に對する犯罪のときに適用されることを明らかにした。とくに圖讖・謗書が、皇帝に對する誹謗として族滅に相當する罪とされていることは、崔浩事件を考えるうえで重要である。そこで第三章において、國史事件を「大逆不道」との關連から檢討した。崔浩は直筆した國書を石碑に刻んで建てたが、公開された碑には國家の得失について、崔浩の個人的な見解が「損益褒貶、折中潤色」という形で記されていた。それを讀んだものが正しくない內容が書かれているとして訴えたことで事件となったが、これは公然と皇帝を誹謗する行爲すなわち大逆不道にあたる。大逆不道の罪を犯した者に對する處罰は族滅である。崔浩國史事件は、大逆事件として捉えることで、はじめて崔浩の族滅という結果と結びつけることができるのである。

これまでの研究で論じられているように、崔浩は北族とも漢族とも衝突する事件を度々起こしており、北魏政界には崔浩をよく思わない勢力が胡漢を問わず存在したことは筆者も認めるところである。崔浩の國書を讀んで不正な內容が書かれていると訴え出たものは、そうした崔浩の敵對勢力のものであったであろう。しかしこの事件は、崔浩が皇帝に對して

大逆不道の罪を犯したという點が重要である。崔浩がときに北族・漢族と對立しながらも北魏政界をリードしてこられたのは、太武帝の絶大なる信頼があったからであるが、國史事件において崔浩は皇帝に對して重大な罪を犯したことで、太武帝の信頼を失い誅殺された。國史事件は崔浩がそれまで幾度となく起こしてきた問題とは別次元のもので、太武帝に直接向けられたものであったがために族滅という嚴しい結果につながったのである。

註

（1）岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂書房、一九三二年）。なお崔浩事件に關する主要な先行研究については、劉國石「近二〇年來崔浩之死研究概觀」（『中國史研究動態』一九九八年）、陳識仁「北魏崔浩案的研究與討論」（『史原』第二一期、一九九九年）、佐藤賢「崔浩誅殺の背景」（『歷史』一〇三輯、二〇〇四年）に詳細なまとめがあり、この事件を胡漢對立から理解する研究が支配的である研究傾向がうかがえる。

（2）陳漢平・陳漢玉「崔浩之誅與民族矛盾何關」（『民族研究』一九八二年五期）。この論文では、崔浩の行動が民族問題に抵觸するか否かを五等封建制・姓族分明・崇拜貴鼻問題・國史事件について檢討し、いずれも民族問題とは關係しないことを論じている。とくに國史事件については、史官が直筆して殺害されることは異民族支配のときに限られるものではないとし、北魏政界において胡漢問わず多數の政敵を抱えるなか唯一の支持者であった太武帝が國史直筆に激怒し、崔浩は誅殺されるに至ったとする。北魏政界および國史事件における崔浩の位置づけに關しては筆者も贊同するが、事件そのものについて直筆と誅殺の關係には言及がなく、檢討の餘地がある。

（3）佐藤賢「崔浩誅殺の背景」（『歷史』一〇三輯、二〇〇四年）。

（4）張金龍『北魏政治史　四』（甘肅教育出版社、二〇〇八年）は、『北史』に見られるように、唐初の段階ですでに崔浩事件を胡漢對立からとらえる視點が現れ、その後、南宋の葉適や明末清初の王夫之が強烈な民族意識のもとでこの事件を捉えていると指摘している。

（5）眞君十一年六月誅浩、清河崔氏無遠近、范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏、皆浩之姻親、盡夷其族。初、郄標等立石銘刊國記、浩盡述國事、備而不典。而石銘顯在衢路、往來行者咸以爲言、事遂聞發。有司按驗、取祕書郎吏及長曆生數百人意狀。浩伏受賕、其祕書郎吏已下盡死。

（6）内田智雄編『譯注　中國歷代刑法志』（創文社、一九六四年。二〇〇五年版）一〇六頁參照。

（7）内田、前掲書二〇八頁は、唐律にいう不枉法の贓をいうのかもしれないとする。唐律によると、不枉法の刑は杖九

十（贓一尺）から加役流（三十疋以上）まで。律令研究會編『譯注日本律令　五　唐律疏議譯注篇一』（東京堂出版、一九七九年。一九九九年版）一八八頁參照。

（8）『通典』卷一六四、刑法二、後魏と『資治通鑑』卷一三六、齊紀二、武帝永明二年九月條では二十匹としている。本稿では量の多少を問題にしているのでないので、『魏書』の記述に從って二百匹としておく。

（9）冨谷至「究極の肉刑から生命刑へ――漢～唐死刑考」（冨谷至編『東アジアの死刑』京都大學學術出版會、二〇〇八年所收）。

（10）内田、前掲書一一〇頁。

（11）連坐の範圍である三族については、㈠父・子・孫。㈡父母・兄弟・妻子。㈢父族・母族・妻族などの説があり、また五族については、㈠祖父母・父母・妻および同產・子・孫の五世代。㈡五服内の親とする説があり、時代によっても異なるが、本稿では⑤の史料が北魏における用例を示していると考え、これを基準とした。なお楊一凡總主編『中國法制史考證』甲編第三卷（高旭晨編）・歷代法制考・兩漢魏晉南北朝法制考（中國社會科學出版社、二〇〇三年）では、北魏の連坐には五族・三族・門誅・房誅の四段階あったとする。すなわち五族［誅同籍］は、五服内親族及び同姓同宗の無服の親族と戶籍を同じくする依附人口（奴婢部曲・佃戶）。三族は同曾祖下の本宗親族。門誅［門房之誅］は祖父・孫・父母・妻子・同產（兄弟及びその妻子・未婚の姉妹）。房誅は犯罪者の妻・子・孫である。これが孝文帝の太和五年詔によって、五族からは無服の親族および高祖・曾祖同源親族が除外され、三族からは父母・兄弟およびその家族が除外され、門誅からは父母・兄弟およびその家族が除外され、五族は三族、三族は門誅、門誅は房誅に降されたとする。しかし本書の説明に從えば五族は門誅になり、また三族と門誅の除外者が一致するなど混亂があり、一等ずつ降格する内容になっていない。從って、本稿では表の復元に從う。

（12）内田、前掲書一一三頁。

（13）卷四〇、陸叡傳には「叡未發、遂與泰等同謀構逆。賜死獄中、聽免孥戮、徙其妻子爲遼西郡民」とあり、またそのあとに續けて李沖と于烈に出した詔書のなかで元丕とその二子一弟に對して門誅を免じて庶人とする旨を述べている。

（14）卷三二、封玄之傳。また太平眞君四年（四四三）九月、封沓と馮邈が柔然遠征の際に柔然に逃亡する事件がおき、その事件に連坐して兄の馮朗は誅殺され、娘（のちの文明太后）は後宮に沒官、子の馮熙は姚氏に匿われて氐・羌の住む地域に逃れ、その地で養育された。これは『唐律』にいう十惡の三、謀叛「國に背き僞に從うを謂う」に相當する。

（15）崔浩の國史編纂については内田吟風「魏書の成立に就いて」（『東洋史研究』第二卷第六號、一九三七年）、佐川英治「東魏北齊革命と『魏書』の編纂」（『東洋史研究』第六四卷第一號、二〇〇五年）參照。

（16）閔湛と郄標が著作令史に就任した經緯そのものからして

正統な手續きを踏んだものではなかった。卷四八、高允傳には、

是時、著作令史閔湛・郄標性巧佞、爲浩信待。見浩所注詩・論語・尙書・易、遂上疏、言馬・鄭・王・賈雖注述六經、並多疏謬、不如浩之精微。乞收境內諸書、藏之祕府。班浩所注、命天下習業。幷求敕浩注禮・傳、令後生得觀正義。浩亦表薦湛有著述之才。

とあり、二人が崔浩に阿り、崔浩の注した經典をテキストとして頒布するよう上疏し、崔浩も彼らを著作の才があるとして著作令史に推薦するといった癒着が認められる。

(17) 『南齊書』卷五七、魏虜傳「城西三里、刻石寫五經及其國記、於鄴取石虎文石屋基六十枚、皆長丈餘、以充用」。なお一丈を二・七メートル、一歩を一・六メートルで計算。

(18) 周一良「關于崔浩國史之獄――『魏書』札記之一」(『中華文史論集』一九八〇年四號。のち『魏晉南北朝史札記』中華書局、一九八五年、『周一良集』遼寧教育出版社、一九九八年所收)。

(19) 『宋書』卷九五、索虜傳「其後爲苻堅所破、執還長安、後聽歸。犍死、子開字涉珪代立」。

(20) 『南齊書』卷五七、魏虜傳「太元元年、苻堅遣幷州刺史苻洛伐犍、破龍庭、禽犍還長安、爲立宅、教犍書學」。

(21) 卷四八、高允傳

於是召浩前、使人詰浩。浩惶惑不能對。允事事申明、皆有條理。時世祖怒甚、敕允爲詔、自浩已下僮吏已上百二十八人皆夷五族。允持疑不爲、頻詔催切。允乞更一見、然後爲詔。詔引前、允曰、浩之所坐、若更有餘釁、非臣敢知。直以犯觸、罪不至死。世祖怒、命介士執允。恭宗拜請。世祖曰、無此人忿朕、當有數千口死矣。浩竟族滅、餘皆身死。

(22) 佐藤賢、前揭論文。

(23) 陳識仁「崔浩案外二題」(黃清連編『結網三編』稻鄕出版社、二〇〇七年)。

(24) 張金龍、前揭書。

(25) 卷二四、崔玄伯傳

「次子簡、字沖亮、一名覽。好學、少以善書知名。太祖初、歷位中書侍郎・征虜將軍、爵五等侯、參著作事。卒。簡弟恬……坐浩伏誅」。

(26) 『周書』卷三六、崔彥穆傳

「崔彥穆、字彥穆、清河東武城人也。魏司空・安陽侯林之九世孫。曾祖顗、魏平東府諮議。祖蔚、遭從兄司徒浩之難、南奔江左。仕宋爲給事黃門侍郎、汝南・義陽二郡太守。延興初、復歸於魏、拜潁川郡守、因家焉」。

(27) 卷三八、王寶興傳

「尙書盧遐妻、崔浩之女也。……及浩被誅、盧遐後妻、寶興從母也、緣坐沒官。寶興亦逃避、未幾得出」。

(28) 卷四下、世祖紀下に、

常曰、法者、朕與天下共之、何敢輕也。故大臣犯法、無所寬假。雅長聰察、瞬息之閒、下人無以措其姦隱。然果誅戮、後多悔之。司徒崔浩既死後、帝北伐、時宣城公李孝伯疾篤、傳者以爲卒也。帝聞而悼之、謂左右曰、李宣

城可惜。又曰、朕向失言。崔司徒可惜、李宣城可哀。褒貶雅意、皆此類也。

とあり、崔浩を誅したことについて、太武帝は法に従った處罰をした結果であることを強調し、人々の非難を回避しようとしているが、發言中で太武帝が崔浩の死を惜しんでいることは、漢人官僚に對する配慮のあらわれであろう。

(29) 卷五二、宗欽傳に「崔浩之誅也、欽亦賜死」とあり、卷五二、段承根傳にも「浩誅、承根與宗欽等俱死」とある。

(30) 石田德行「胡族政權下における漢人貴族——再び崔浩被誅事件を中心にして——」(『歷史學研究』第三三三號、一九六八年)は、崔浩國史事件後、清河崔氏から崔道固・崔光・崔亮を取り上げ、崔浩被誅事件は、崔氏一門にとって決定的な打擊となり得なかったとするが、上記三人は崔浩事件と無關係である。崔浩傳では清河崔氏は遠近なく族滅されたとしているが、本文で論じた通り、事實ではない。よってこの三人の動向から崔浩事件とそれ以降の清河崔氏のあり方を論じることは妥當性を缺く。但し、姻族である范陽盧氏・太原郭氏・河東柳氏の考察は妥當であり、この事件後も引き續き漢人貴族の政治參加が見られるとする結論には贊同できる。

(31) 例えば高允傳には、事件後、景穆太子に對して高允が語った言葉のなかに「至書朝廷起居之跡、言國家得失之事、此亦爲史大體、未爲多違。然臣與浩實同其事、死生榮辱、義無獨殊。誠荷殿下大造之慈、違心苟免、非臣之意」とあり、崔浩とともに誅殺されるところを太子の辯護によって赦免されたことは高允の本意ではないと述べており、また別の人にも「我不奉東宮導旨者、恐負翟黑子」と、太子の辯護がなければ翟黑子のようになっていたと語っている。

(32) 佐藤氏は連坐者に比べて免連坐者が多いことから、この事件は北族支配者による漢人名族の彈壓という胡漢對立の側面は見いだしがたいとする。しかし佐藤氏が示した免連坐者のなかには明らかに事件と關係のないものが含まれている。例えば、崔覽・盧玄は事件前に死亡している。祕書郎以下の官として高祐と陰仲達が擧げられているが、崔浩とともに國書編纂にあたったのは高祐ではなく父の高讜であり、高讜も陰仲達も事件前に死亡している。崔浩と交流のあった人物として張湛をあげるが、張湛は崔浩と詩文の遣り取りをしただけで、事件となんら關係はない。編纂關係者として鄧穎・游雅・晁繼・張偉をあげるが、鄧穎は事件前に死亡。游雅は事件當時著作の官にはない。晁繼・張偉は神䴥二年の國史に關わるも、太延五年の國書編纂には關與していない。從って、これらの人物をもとに事件の性格を論じることは適切ではない。

(33) 陳識仁「北魏修史略論」(黃清連編『結網編』東大圖書公司、一九九八年)。

崔氏關係圖

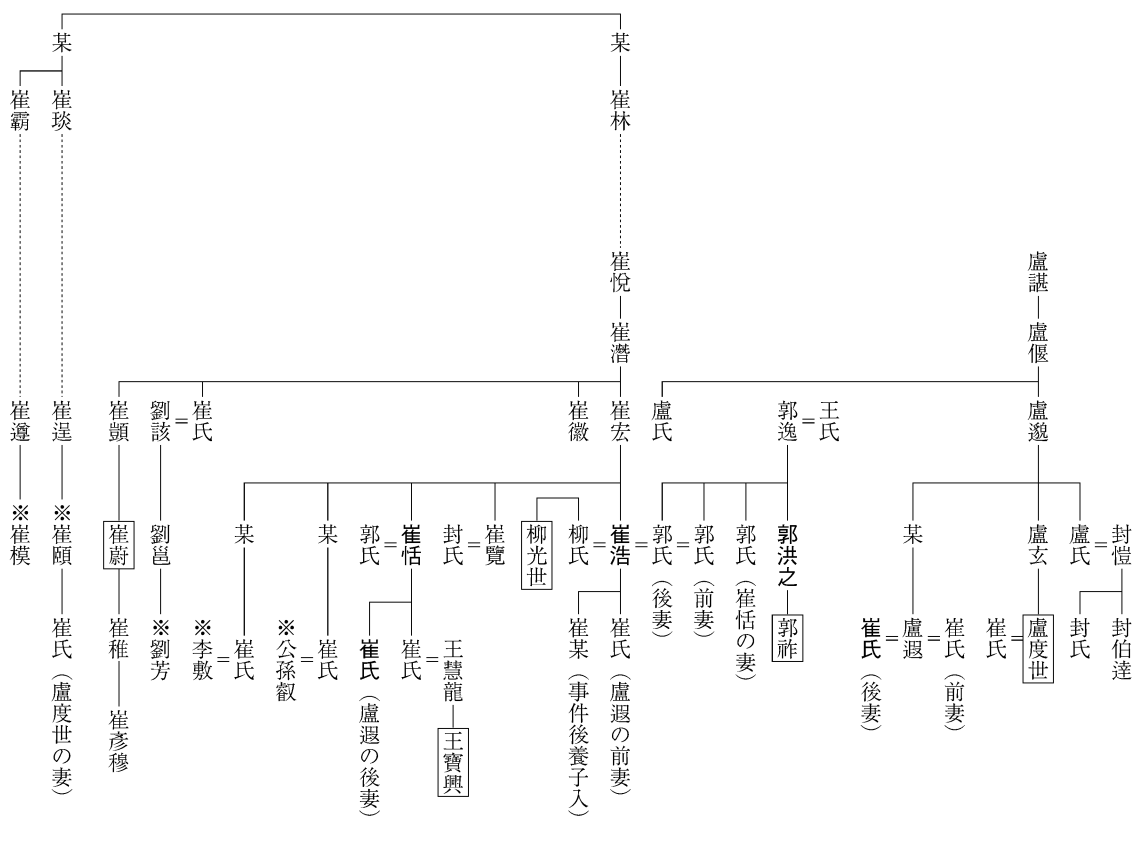

（注）**太字**は刑死および沒官者、圍みは逃亡者、※は免連坐者を表す

sion of the system took place only once. However, using the imperial edict issued immediately after Liu Bang's accession to the throne as key evidence, one should conclude that revisions of the ranks must have occurred twice, once prior to and once again after his accession. The first reform occurred when Liu Bang declared the establishment of a state independent of Chu. However, it was also possible for the other kings who allied themselves with Liu Bang King of Han to bestow ranks on warriors subordinate to them. Due to the second revision of the rank system, the systematic superiority of the Han dynasty over that of other states was secured.

As can be seen in the above, the principal factor that made the establishment of the Han dynasty possible was the changes that were made over time to the initial form of human relations when Liu Bang first rose in revolt. Moreover those changes mimicked existing political structures and conceptions of order. In addition, the existence of ranks awarded in return for military achievements were symbolic of the political order of the time.

THE INCIDENT OF THE OFFICIAL HISTORIAN CUI HAO OF THE NORTHERN WEI, RE-EXAMINED FROM THE STANDPOINT OF THE LEGAL SYSTEM

MATSUSHITA Ken'ichi

In the 11th year of the Taibing-zhenjun era (450) during the reign of Emperor Taiwu of the Northern Wei, the minister of civil administration Cui Hao was executed. This incident has previously been understood as a result of Cui Hao himself having written an official history about the ancestors of the Tuoba and having it engraved on a stone column that was subsequently erected, thereby incurring the wrath of the northern nomads who appealed to Taiwu who then had the Cui clan of Qinghe and the clans with which they intermarried, i.e., the Lu of Fanyang, the Guo of Taiyuan, and the Liu of Hedong, extirpated. This action has been seen as the suppression of influential Han clans by the rulers of the Northern Wei. However, this interpretation is based on the *Zizhi dongjian* and is not an interpretation that can be drawn from the *Weishu*. According to the biography of Cao Hao in the *Weishu*, he accepted bribes, and there is scholarship indicating that

his family was extirpated for taking bribes. In light of this, I have examined the incident on the basis of the *Weishu* account in light of the legal system of the Northern Wei in order to see what kind of crime would have resulted in the extermination of his family.

First, I examine examples of regulations about the crime of bribery in the Northern Wei legal system. I confirmed that only the person directly involved in the bride would be executed and the family would not be exterminated. Next, I examined cases of the extirpation of families, and clarified that it was only applied in crimes against the emperor such as rebellion or treason. Particularly the fact that slandering the emperor in criminally libelously writings was considered a crime worthy of familial extermination is an important factor to consider in the case of Cui Hao. In short, Cui Hao had written an official history himself and had it carved on a stele, which he had erected, and therein was recorded Cui Hao's personal view of the achievements and failings of the state. This resulted in him committing the crime of publically slandering the emperor, which could thus be considered a major case of treason worthy of familial extermination. In other words, only by understanding the Incident of the Historian Cui Hao as a major case of treason are we first able to link it to extermination of Cui Hao's relatives.

Therefore, this incident was not an instance of conflict between the "barbarians" and the Han or an internal conflict within the Han bureaucracy that may have been triggered by forces of either the Han or the barbarians, but was rather a political incident in which Cui Hao committed a crime of a major treason against the emperor. The fact that Cui Hao was able to lead the political sphere of the Northern Wei despite the conflicts between the Han and northern nomads was due to the absolute trust placed in him by Emperor Taiwu, but that faith was destroyed in the incident involving the official history, leading in the end to the execution of Cui Hao.